

令和5年度 第3回 佐久市地域包括支援センター運営協議会 次第

日時：令和6年3月18日（月）

午後1時00分～

場所：佐久消防署3階 講堂

1 開会

2 議事

（1）協議事項

地域包括支援センターの周知活動について 【資料No. 1】

（2）報告事項

地域包括支援センター評価事業 評価結果について 【資料No. 2】

（3）その他

3 事務連絡

4 閉会



佐久市地域包括支援センター運営協議会 委員名簿

任期:令和4年4月1日～令和6年3月31日 (敬称略)

選出組織等	氏 名	備 考
識見者	和 田 裕 一	社会福祉法人佐久福寿園理事長
識見者	菊 池 小 百 合	佐久大学信州短期大学部教授
医師会	岡 田 稔	佐久医師会監事
歯科医師会	野 村 裕 行	佐久歯科医師会会长
薬剤師会	今 牧 健 之	佐久薬剤師会会长
区長会	磯 貝 源 夫	佐久市区長会理事 (高瀬地区会長)
社会福祉協議会	小 林 光 男	佐久市社会福祉協議会会长
民生児童委員協議会	池 田 鐘 三	佐久市民生児童委員協議会 副会長(浅間地区会長)
民生児童委員協議会	青 木 美 佐 子	佐久市民生児童委員協議会 副会長(臼田地区会長)
保健補導員会	江 本 年 子	佐久市保健補導員会理事
栄養士会	柳 沢 喜 美 子	長野県栄養士会佐久支部支部長
シニアクラブ連合会	宮 澤 文 仁	佐久市シニアクラブ連合会副会長
介護職域代表	関 澤 加 代	居宅介護支援事業者連絡協議会会长
弁護士会	森 泉 邦 夫	長野県弁護士会佐久在住会

令和5年度 第3回佐久市地域包括支援センター運営協議会 席次表

佐久消防署 3階 講堂

岡田稔 会長

佐久医師会監事

小林 光男 委員

佐久市社会福祉協議会会长

池田 鐘三 委員

佐久市民生児童委員協議会副会長

青木 美佐子 委員

佐久市民生児童委員協議会副会長

江本 年子 委員

佐久市保健補導員会理事

宮澤 文仁 委員

佐久市シニアクラブ連合会副会長

和田 裕一 委員

社会福祉法人佐久福寿園理事長

菊池 小百合 委員

佐久大学信州短期大学部教授

野村 裕行 委員

佐久歯科医師会会长

今牧 健之 委員

佐久薬剤師会会长

磯貝 源夫 委員

佐久市区長会理事

事務局

佐藤

菊池
高齢者支援係専門員

小山
高齢者支援係長

吉江
高齢者福祉課長補佐

井出
高齢者福祉課長

遠藤
福祉部長

高橋 白田支所長

大工原 浅科支所企画幹

丸山 望月支所長

坂本
管理者
佐久平・浅間包括

岩村田
管理者
東・包括

佐々木
管理者
中込包括

仁科
管理者
野沢包括

由井
管理者
白田包括

高橋
管理者
浅科・望月包括
看護師

傍聴席

地区担当保健師

佐久市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成17年9月28日告示第181号

改正

平成22年3月29日告示第53号

平成28年2月17日告示第9号

(設置)

第1条 本市の地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正及び中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るとともに、地域包括ケアの推進を図るため、佐久市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) センターの設置等に関する事項の承認に関すること。
- (2) センターの運営に関すること。
- (3) センターの職員の確保に関すること。
- (4) 生活支援等サービスの体制整備に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援事業を支える地域資源の開発その他地域包括ケアの向上のため必要と認められること。

(承認に係る事項)

第3条 前条第1号に規定する承認に係る事項は、次に掲げるものとする。

- (1) センターの担当する圏域の設定
- (2) センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更
- (3) センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施
- (4) センターの予防給付に係るマネジメント業務の居宅介護支援事業所への委託
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの公正及び中立性を確保するため必要と認められる事項

(センターからの書類の受領及びセンターの事業の評価)

第4条 運営協議会は、センターの運営に関する協議に資するため、毎年度、センターから次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

- (1) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
 - (2) 前年度の事業報告書及び収支決算書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、運営協議会が必要と認める書類
- 2 運営協議会は、前項に規定する書類及び次に掲げる事項を勘案して作成する基準に基づき、定期に又は必要な時に、センターの事業の内容を評価するものとする。
- (1) センターが作成するケアプランにおいて、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏りがないか。
 - (2) センターにおけるケアプランの作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していないか。
 - (3) センターが作成するケアプランにおいて、提供するサービスが適正であるか。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、地域の実情に応じて必要と認められる事項
- ## (センターの職員の確保)

第5条 運営協議会は、センターの職員を確保するため、必要に応じ、地域の関係団体等との間において調整を行う。

(組織)

第6条 運営協議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市民、識見を有する者、関係団体の代表者等のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第8条 運営協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第9条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 運営協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 運営協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、その所掌事務について必要があると認めるときは、委員以外の者の運営協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 運営協議会の庶務は、福祉部において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月29日告示第53号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月17日告示第9号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

地域包括支援センターの 周知に向けて

令和6年3月18日
佐久市地域包括支援センター運営協議会

「佐久市高齢者等実態調査」

第9期介護保険事業計画策定にあたり、計画の基礎資料を得ることを目的に「佐久市高齢者等実態調査」を実施しました。

- 1 調査対象 要支援・要介護認定を受けていない高齢者
- 2 調査期間 令和4年12月7日～令和4年12月22日
- 3 調査実施数 400名
- 4 有効回答数 308名(77.0%)

実態調査の質問項目のひとつ

あなたは、高齢者への総合的な生活相談窓口である「地域包括支援センター」のことを知っていますか？

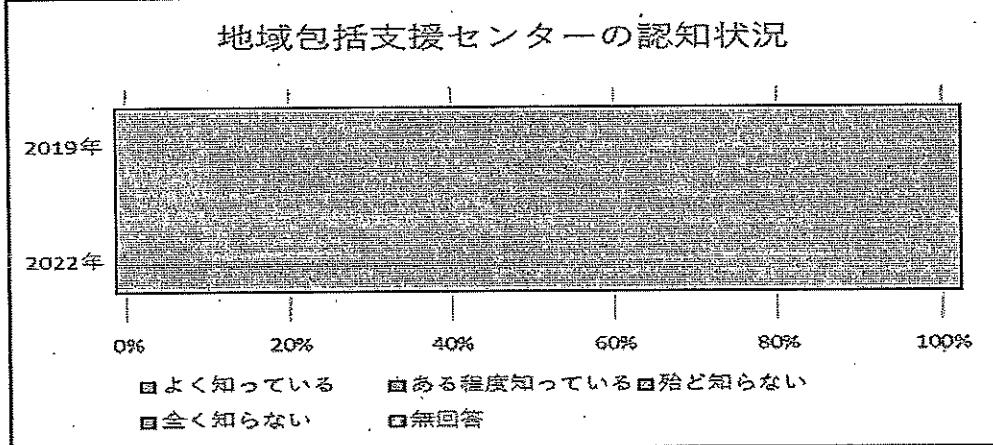
地域包括支援センターを
「よく知っている」
「ある程度知っている」と回答した方の
合計は、何割だったでしょうか？

？割

正解：約■割

「よく知っている」 ■%
「ある程度知っている」 ■%

(第9期介護保険事業計画策定用高齢者実態調査結果報告書より)



「よく知っている・ある程度知っている」の回答は、
3年前（2019年）と比較すると、■%増加しています。

周知に向けた取組

地域包括支援センター周知に向けた 市の取組

1. 広報による周知

センターの業務内容、相談対応の専門職、利用時間等について広報等による周知をしています。

- (1) 広報佐久
- (2) 市ホームページ
- (3) 福祉のしおり(佐久市福祉事務所発行)
- (4) 健康カレンダー 等への掲載

地域包括支援センター周知に向けた 市の取組

2. 個々に対する周知

- (1) 65歳の皆さんへ、介護保険被保険者証の発送の際、センターのリーフレットを同封しています。
- (2) 75歳・80歳おたっしゃ訪問事業にて、各種介護予防サービスと併せ、センターの情報提供をしています。

地域包括支援センター周知に向けた 市の取組

2. 個々に対する周知

- (3) 保健師、栄養士等の訪問活動や各種事業の際にも周知を図っています。

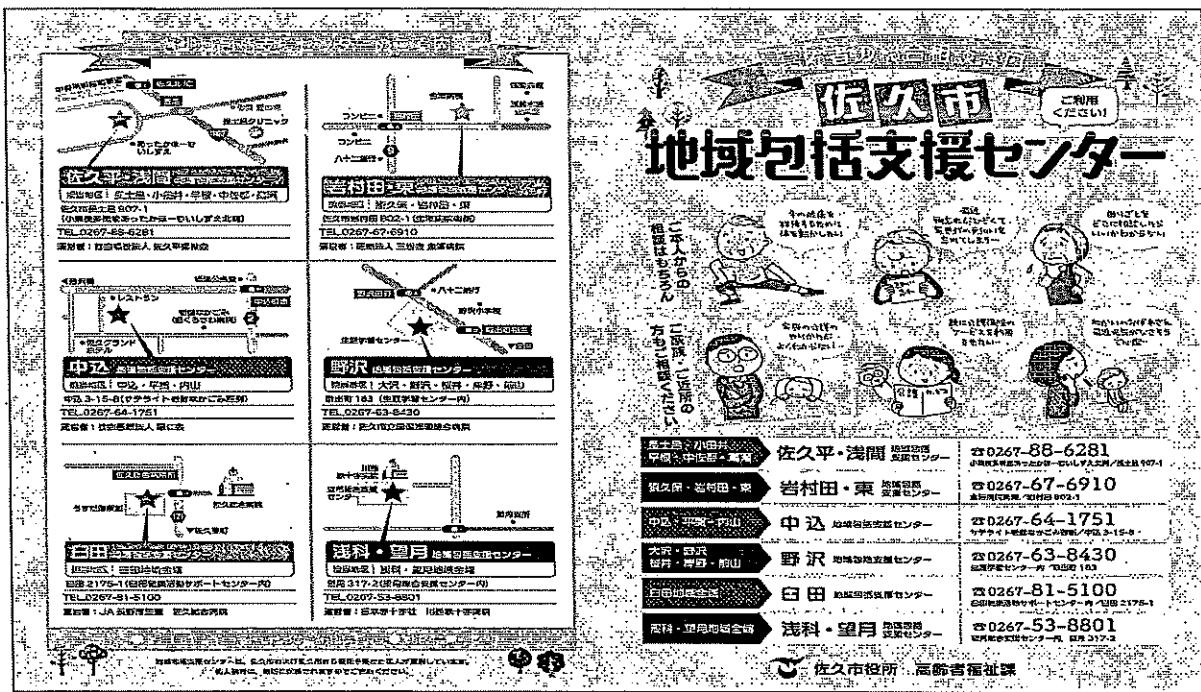
地域包括支援センター周知に向けた 市の取組

3. 他機関との連携

(1) ポスターの掲示

公共施設、金融機関、病院・診療所、
歯科医院、薬局等

(2) 大型商業施設の電子看板への掲載



**佐久市地域包括支援センターでは
こんな仕事をしています**

これらの専門職員がそれぞれの専門性を生かし、連携・協働しながら高齢者とその家族を支援します。

皆さんに相談下さい
（健診相談）

- どこに相談したらよいか分からぬ
●介護保険について聞きたい
●ひとり暮らしの高齢者が心配…など

自立して生活できるよう支援します
介護予防ケアマネジメント

- 身体の機能に不安がある
●今の健康を維持したい
●サービス事業利用者、
県支援1・2の右の支援

地域の支え合い活動する場づくりを支援します

- 地域の支え合い活動の担い手を養成、
元気高齢者が淮い手として活動する場づくり
●サービス提供者間の連携の体制づくり
●地域の支援ニーズとサービス提供者の活動をマッチング

皆さんに相談下さい
（裁判相談）

- 懲意な訪問販売の被害にあった
●財産管理に自信がなくなった
●虐待にあっている人がいるようだ
●虐待をしてしまっているかも…など

様々な機関と連携します

- 市町村・医療機関・
区県・医生災害医師、
介護サービス事業者など
- ケアマネジャーの相談、
支援を行います

お問い合わせ窓口
佐久市役所総務部総務課 050-0267-62-8157

地域包括支援センターによる 周知活動例の紹介

佐久平・浅間地域包括支援センター

- 1. 区長会への周知**
担当圏域内の区長宅を訪問
- 2. 他機関とのコラボレーション**
大型商業施設のイベント

白田地域包括支援センター

- 1. 民生児童委員会への周知**
白田地区定例会において、民生委員からの相談件数及び支援の進捗状況の報告や事例検討を行い、包括の機能、役割を周知し、連携を強化した。

浅科・望月地域包括支援センター

1. 地域に出向く活動

「浅科出張相談日」を開設。
毎月定例で行い、開催日等の工夫を
している。

今後、残り■割の方にも、
「地域包括支援センター」を
知っていただくために…

効果的な周知方法について、
委員の皆さまからご意見をいただきたい
と思います。

令和5年度佐久市地域包括支援センター評価事業 評価結果について

1 事業概要

(1) 概要

ア 方針

地域包括支援センター（以下「センター」という。）の業務状況等を把握・評価し、あわせて市の関わりについて点検する。市及びセンターは、評価結果をもとにセンター業務の質の向上のために必要な改善を図る。これにより、センターの機能強化を推進する。

イ 根拠法令

介護保険法第115条の46第4項及び第9項

ウ 評価対象期間

令和5年4月1日～9月30日

エ 評価方法

- ①自己評価 自己評価シートの「評価根拠」及び「課題及び今後の取組」を記載する。
評価項目ごとに3段階（※）の自己評価を行う。



②行政評価

◎基本的考え方

- 自己評価シートの「評価根拠」をもとに、佐久市地域包括支援センターとして求められる事業が実施できているかどうかを評価するとともに（絶対評価）、センター間の相互比較の観点も含めて（相対評価）、評価項目ごとに3段階の行政評価を行う。
○行政評価にあたり、第1段階として書類審査、第2段階としてヒアリングを実施する。

書類審査の実施方針

- 自己評価シートの必須項目である「評価根拠」の記載内容に沿って評価を行い、必要に応じて「課題及び今後の取組」の記載を加味する。
○客觀性のある行政評価を行うため、以下の視点に基づいて行う。
・取組や記述の有無
・取組や記述の具体性
・取組件数等（高齢者人口比等を勘案）の比較 等

ヒアリングの実施方針

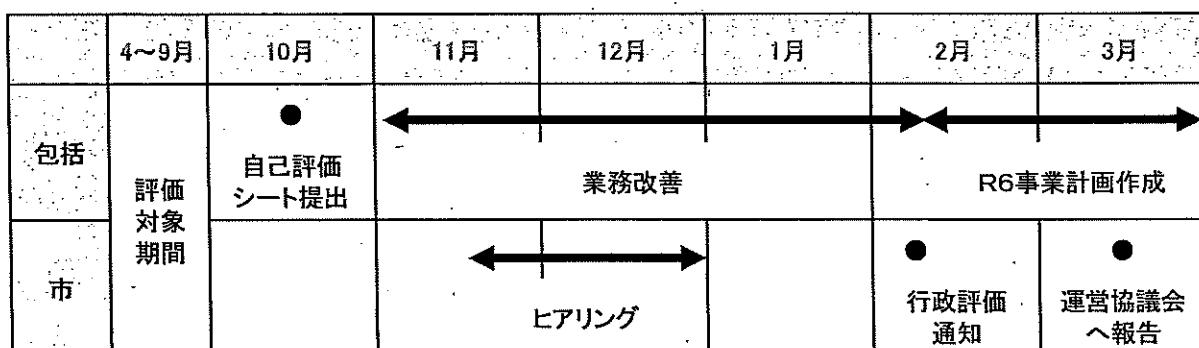
- 書類審査を補完し、行政評価の参考とするため、自己評価において記載された事項の正しさの検証や、好事例や課題の内容把握等の観点から、以下の事項についてヒアリングを行う。
・好事例・課題の詳細、事業計画の確認
・各種帳票等（個人情報管理・苦情対応マニュアル、居宅委託先一覧表等）の確認
・自己評価を通じての感想 等

※評価区分

区分	程度	内容例
1	できなかった	<ul style="list-style-type: none"> ・着手しなかった ・評価指標は達成したが期日が遅れた ・評価指標の内容に満たない水準であった ・評価指標の数値を下回った ・業務を適正に処理できなかった
2	できた	<ul style="list-style-type: none"> ・評価指標の期日、内容どおりに達成した ・評価指標の数値とほぼ同じであった ・おむね適正に処理し、業務遂行に支障がなかった
3	よくできた	<ul style="list-style-type: none"> ・評価指標を達成し、大きな成果を上げた ・期日より早めに評価指標を達成した ・目標に明記した数値を上回った

(2)実施の流れ

- ア センターが上記評価対象期間中の活動に関し、「自己評価シート」に沿って自己評価を実施し、市へ提出する。
- イ 市は、提出された「自己評価シート」に基づき、ヒアリングを行い、行政評価を実施する。
- ウ 自己評価及び行政評価の結果を地域包括支援センター運営協議会に報告する。
- エ センターは、自己評価及び行政評価の結果をもとに、業務改善やサービスの質の向上に努める。



2 評価結果

(1)総括

全ての地域包括支援センターで市の要求水準を上回る結果となり、業務の実施状況は良好といえる。各地域包括支援センターで高齢者宅への積極的な訪問、関係機関との連携の強化、介護予防や認知症に関する普及啓発、地域づくりの推進、業務効率化など特色ある取り組みが行われていることから、他の地域包括支援センターの取り組みを参考にすることで、業務の更なる充実・強化が期待できる。来年度は委託契約内容の変更を予定していることから、地域包括支援センター間の情報共有の機会を増やしていきたい。

(2)評価結果

各地域包括支援センターの評価シート:別冊資料

概要版:18~21ページ

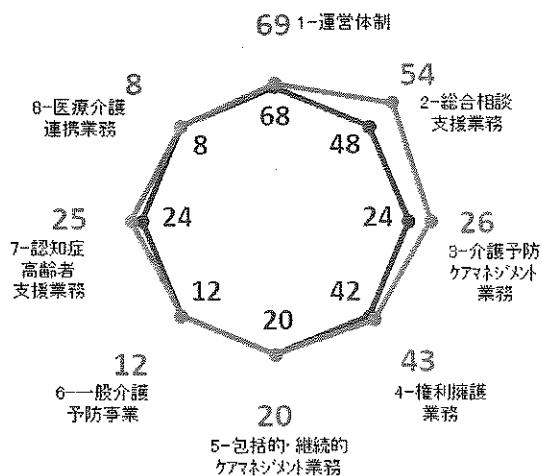
(3)今後の予定

評価結果は、2月初旬に各地域包括支援センターへ通知した。地域包括支援センターは、評価結果を踏まえて令和6年度の事業計画を策定する。

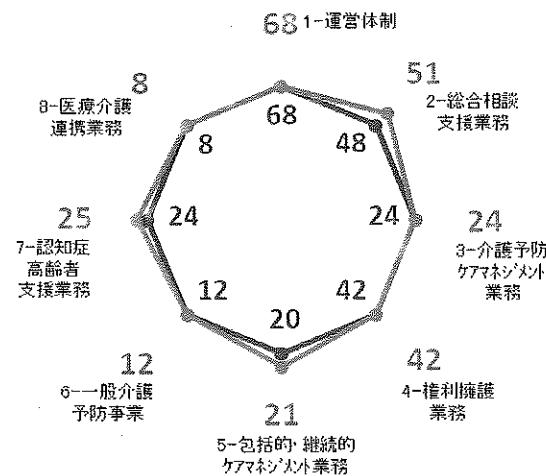
令和5年度佐久市地域包括支援センター評価事業 評価結果【概要版】

標準 地域包括支援センター

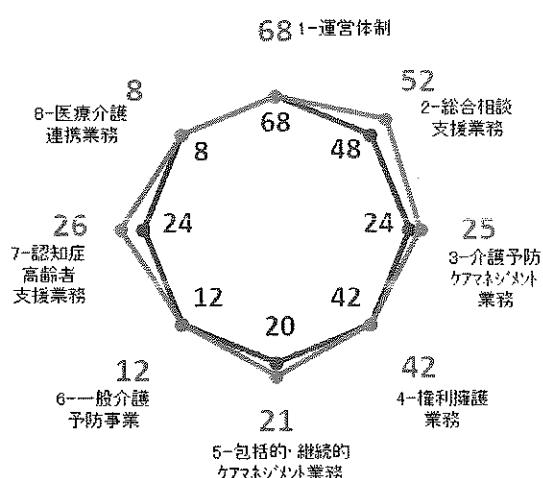
佐久平・浅間



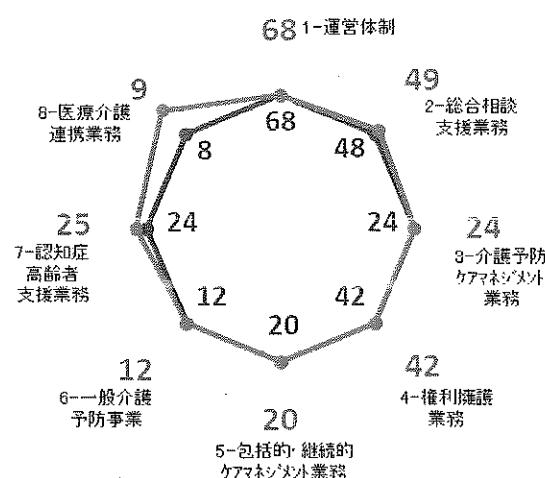
岩村田・東



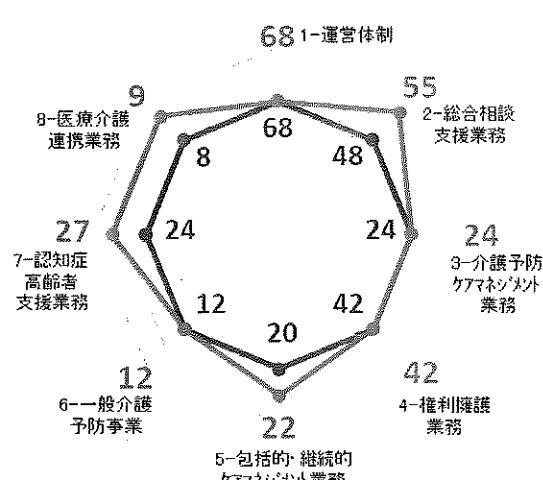
中込



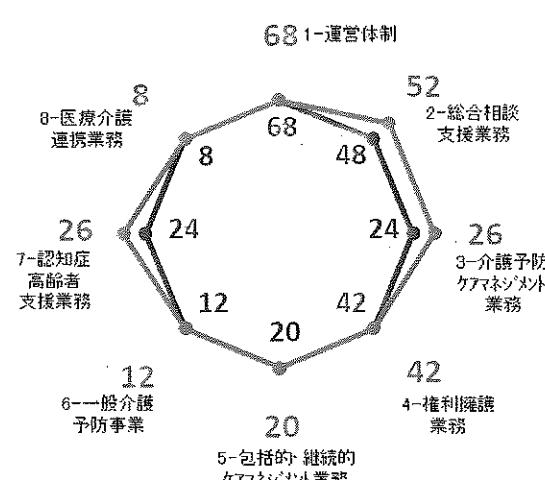
野沢



臼田



浅科・望月



包括	総評
佐久平・浅間	<p>①各職員が1日3件を目標に高齢者宅へ訪問し、上半期で延べ822件の訪問実績をあげた。</p> <p>②高齢者の自立支援に資するケアプラン作成のため意識改革を図った。対象者へのアプローチはできる限り自宅への訪問で行い、きめ細かなアセスメントを実施している。こうした努力もあり、今年度は修了者(支援計画上の目標を達成し、事業終了となった者)の割合が向上した。</p> <p>③認知症センター養成講座を主催し、認知症の普及啓発に努めた。</p> <p>④昨年度に引き続き、担当圏域内の区長宅へ訪問し、包括の周知を行った。区長等との関係構築は着実に進展しており、今年度は地元区長との連携により赤岩地区のサロンを立ち上げた。</p> <p>⑤大型商業施設のイベントや包括が運営するサロンにおいて介護予防の普及啓発に取り組んでいる。</p> <p>⑥事業計画の進捗状況を全職員で確認し、着実に実行している。また、管理者が相談記録を全件点検するなど業務の細部まで丁寧に取り組んでいる。</p> <p>★今年度からの新たな取り組み</p> <p>①赤岩地区サロンの立ち上げに協力</p>
岩村田・東	<p>①職員の交代があったが、その影響を最小化するため、様々な機会を捉えて職員の紹介や包括の周知を行った。特に地域包括ケア協議会委員に対しては、これまで築いてきた関係性を維持・発展させるため、積極的に意見交換を行った。</p> <p>②包括が把握した社会資源の情報は「地域活動一覧」や「人材一覧」として整理し、総合相談業務や介護予防ケアマネジメント業務に活用している。社会資源の情報は生活支援コーディネーターが定期的に点検し、更新や確認が必要な事項を洗い出している。情報が不足している部分は包括内で共有し、各職員が地区サロン等に出向く際は、情報収集する視点(目的)を明確にした上で出役している。</p> <p>③様々な事例に対して地域ケア会議を活用し、地域住民や多職種とともに課題解決に向けた検討を行っている。</p> <p>④若年性認知症の方に対する支援会議を行い、事業所や民生委員と協力しながら、社会参加の支援を継続的に実施している。</p> <p>★今年度からの新たな取り組み</p> <p>①「人材一覧」の作成</p>

包括	総評
中込	<p>①職員の交代があったが、1年間の引継ぎ期間を設けたことで、後任者がスムーズな業務の引継ぎを行うことができた。</p> <p>②地域ケア会議で抽出された地域課題を地域包括ケア協議会で検討する計画を立てている。地域ケア会議と地域包括ケア協議会の連動により、個別事例の蓄積から地域課題の分析を進め、具体的な対応につなげてほしい。</p> <p>③「民生児童委員・地域包括支援センター・市地区担当保健師との三者連絡会」において、民生委員に対し地区サロンやゴミ収集に関するアンケート調査を実施した。今後は調査結果を踏まえた具体的な取組を企画してほしい。</p> <p>④「中込縁側の会」では、地域住民とのつながりを活かした活動が数多く企画され、今年度は「わんわんパトロール」や歌謡曲コンサートの上映会が行われた。</p> <p>⑤地区毎に独居世帯を抽出し、対象者のリストや地図を作成した。今後は作成したリスト等を活用して高齢者の実態把握を進めてほしい。</p> <p>★今年度からの新たな取り組み</p> <p>①「三者連絡会」における民生委員を対象にしたアンケート調査の実施</p> <p>②「わんわんパトロール」や歌謡曲コンサートの上映会などの住民との協働による活動</p> <p>③「気付き(自立)支援型地域ケア個別会議」後、担当圏域内の主任介護支援専門員と地域課題に関する情報共有を実施</p>
野沢	<p>①野沢会館への事務所移転後、会館内の他機関との連携がとりやすくなり、関係が強化された。また、来所相談件数が増加した。</p> <p>②介護人材不足やヤングケアラーについて問題意識を持ち、若年層を対象に介護に関する講座や包括主催事業へのボランティア募集を行った。</p> <p>③「野沢地域包括支援センターだより」やホームページで包括主催事業の周知を行っている。引き続きセンターの活動内容や取組を情報発信してほしい。</p> <p>④認知症サポートー養成講座を主催し、認知症の普及啓発に努めた。</p> <p>⑤Net4Uを導入し、医療機関との情報共有をシステムを介して行うことで業務の効率化を図った。</p> <p>★今年度からの新たな取り組み</p> <p>①「シニア向け簡単お料理教室」の開催(高校生ボランティアの参加)</p>

包括	総評
臼田	<p>①認知症等による徘徊リスクの高い高齢者について、介護支援専門員に毎月状況を確認し、継続的なサポートを行っている。</p> <p>②介護サービス事業所との意見交換や主任介護支援専門員と地域課題に関する情報共有を行うなど、担当圏域内における高齢者の自立支援に資する取組を牽引している。</p> <p>③民生児童委員協議会臼田地区定例会において、民生委員からの相談件数及び支援の進捗状況の報告や事例検討を行い、包括の機能・役割を周知し、連携強化に努めた。</p> <p>④地域包括ケア協議会において地域課題の解決策について検討し、具体的な取組に着手した。</p> <p>⑤法人内で多職種が参加する勉強会を実施し、資質向上に努めている。今年度は ACP に関する研修を介護事業所向けに開催するなど、専門的知識を地域に向けて発信している。</p> <p>★今年度からの新たな取り組み</p> <p>①「気付き(自立)支援型地域ケア個別会議」後、担当圏域内の主任介護支援専門員と地域課題に関する情報共有を実施</p> <p>②民協臼田地区定例会における相談件数及び支援の進捗状況の報告、事例検討の実施</p> <p>③十日町区の通所型サービス B 事業所の設立に協力</p> <p>④「うすだ健康館でつながるオレンジカフェ」の設立に協力</p>
浅科・望月	<p>①職員の増員により各職員の業務負担の軽減が図られ、「浅科出張相談」の実施や地域活動への参加件数の増加につながっている。</p> <p>②望月地区における「まちの縁側講座」の開催後、住民との協働により「座禅の会」「ズクだせ！料理教室」などが開催された。今後は各活動で得たノウハウを活かし、浅科地区においても取組を展開してほしい。</p> <p>③望月地区におけるオレンジカフェ設立に向け、関係機関へ積極的に働きかけ、「かわにしオレンジカフェ」が設立された。浅科地区におけるオレンジカフェ設立に向けた検討もなされていることから、こちらに対しても引き続き取り組んでほしい。</p> <p>④相談内容を的確に把握し、適切な支援計画を作成するため、独自の記録様式である「気付き支援シート」を作成した。シートに基づいて相談者を取り巻く地域資源を確實に聞き取ることで、公的サービス以外のインフォーマルサービスも活用したケアマネジメントにつながっており、今年度は修了者(支援計画上の目標を達成し、事業終了となった者)の割合が向上した。</p> <p>★今年度からの新たな取り組み</p> <p>①浅科出張相談</p> <p>②「座禅の会」「ズクだせ！料理教室」などの住民との協働による活動</p> <p>③「かわにしオレンジカフェ」の設立に協力</p> <p>④独自の記録様式「気付き支援シート」の作成、ケアマネジメントへの活用</p>